

政策評価に関する意見への対応方針

(I 特定の政策項目についての意見)

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答
1	政策Ⅰ 1 (1)②「リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)の機能強化」 政策Ⅲ 1 (3)①「中小企業金融の円滑化」	参考指標として、金融庁で把握している指標のみではなく、利用者(借り手)の意見を集約したような指標を追加すべきではないか。例えば、中小企業庁、商工会議所等への苦情・相談件数や「地域中小企業金融ヒアリング調査結果」(中小企業庁)等を追加すべき。	「中小企業金融の円滑化」の参考指標としては、外部の指標としてこれまでも日銀の貸出態度判断 D. I. 等を採用していますが、新たに、商工会議所等で経営相談に携わる者(中小企業診断士等)から中小企業から見た金融機関についてヒアリングする「中小企業モニタリング」のとりまとめ結果についても活用することとしています。 また、利用者の意見については、「地域密着型金融の機能強化の推進」の政策として、商工関係者、消費者、経営指導員等を対象に実施する「中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」を活用することとしています。 (監督局総務課、監督局銀行第二課)
2	政策Ⅰ 1 (2)③「早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等」	参考指標として、法令等で定める自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準(自己資本比率、ソルベンシーマージン比率)の確保の状況」を追加すべき。	17年度重点施策「検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施」に関する参考指標として、「各業態の健全性の状況」を取り上げることとしています。 (監督局銀行第一課、第二課、保険課、証券課)
3	政策Ⅰ 2 (1)②「ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底」	ペイオフの解禁のところで、ホームページへのアクセス件数を参考指標に挙げているが、不安に思う人とアクセスする人が一致するかどうか。	指標の限界は認識しておりますが、何らかの興味をもたれた方がアクセスしていると考えられますので、参考指標として採り上げております。 (総務企画局企画課信用機構企画室)
4	政策Ⅱ (4)②「会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化」	重点目標「企業内容等の情報開示が十分行われていること」に対する重点施策「会計制度の国際的対応の促進」を評価する指標として、「EUに対する日本の会計基準を引き続き受け入れることに向けた働きかけの実施状況」が掲げられているが、この指標では、日本企業のEUでの資金調達の実便性向上や、日本市場への資金の流入を促すといった効果が測定されるのではないかと。すなわち、当該重点目標に資するというよりは、法定任務「円滑な金融等」に関わる指標になるのではないかと。	政策項目については複数の目標等に該当すると考えることが適切なものもありますが、主としてどの目標等に該当させることが適当かという観点で分類しています。 「国際的対応」については、企業内容の開示の適正化という点を主たる要素と認識していますが、当然、企業の信頼性を高め、ひいては資金の円滑な流れに繋がるものとの認識でおります。 (総務企画局企業開示課)
5	政策Ⅱ (4)②「会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化」	「会計制度の国際的対応の促進」を評価する指標としては、FAS Fへの委託費等と、FAS F/ASBJの国際的活動への評価との比較などが考えられるのではないかと。	国際的活動への評価を定量的に示すことが難しいので委託費等との比較をもって評価することは難しいと考えます。但し16年度評価書から、FAS F/ASBJの国際的活動について「会計制度の国際的対応の促進」の全体の評価の一環として触れることとします。 (総務企画局企業開示課)
6	政策Ⅱ 1 (1)①「投資サービスに関する制度整備」、 政策Ⅱ 1 (1)②「保険をめぐる諸問題への適切な対応」	外国為替証拠金取引や無認可共済に関する金融審議会の議論の中で、指標としてどれだけ被害者がいて、どういった被害や問題があるのかを明らかにして議論すべき。でなければ企画・立案によって、誰がどの程度救済されるのかがわからない。 新たな立法を行うときは、何をどの状態にするのかを予め明らかにしておくべき(アウトカムの目標値が不明確)。	外国為替証拠金取引や無認可共済に関する法改正にあたっては、国民生活センターや総務省の調査により実態や問題点の把握は行っております。今後とも、制度改正にあたっては、実態や問題点の把握、制度の趣旨の周知などに努めたいと考えます。 (総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室)
7	政策Ⅱ 1 (1)③「貸金業者に対する的確な監督」	貸金業者の監督に関して、膨大なデータを提供しているようであるが、国民が分析しきれているのかどうか。法に基づく申請をした会社にだけ対応するというのでは不十分ではないかと。	貸金業者情報検索サービスは、資金需要者が無登録業者からの借入れを防ぐ目的で構築されており、その目的は果たされているものと考えています。また、財務局の登録番号を騙るような無登録業者の情報についても、財務局・金融庁のホームページで掲載し注意喚起を行っているところです。 なお、17年度計画において、「貸金業者に係る情報の利用状況」を参考指標としております。 (監督局総務課金融会社室)
8	政策Ⅱ 1 (2)①「各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供」	金融庁から情報発信しているものをどういった人がどれくらい見ているのか把握することが大事。金融庁のメルマガについてこういった分析(顧客属性の把握等)はしているのか。	金融庁からの情報発信の受信者の情報については、個人情報保護の観点もあるので属性把握が難しい面があります。ご指摘を踏まえて分析方法を検討していきたいと考えます。 (総務企画局政策課広報室)

9	政策Ⅱ 2(1)①「利用者保護の観点から厳正で実効性のある検査の実施」	「政策Ⅱ 2(1)①利用者保護の観点から厳正で実効性のある検査の実施」の参考指標として、「法人顧客情報を共有してよいケースを明文化しているか。」を追加すべき。	各検査マニュアルにおいて、「顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。」との記述ないしは同様の趣旨の記述を明記しております。 また、「利用者保護の観点から厳正で実効性のある検査の実施」というのは、法人顧客の利用目的の明文化といった項目のみではなく、顧客情報管理態勢・説明責任の履行状況・苦情等処理態勢といった利用者保護に関係する様々な項目について検証する必要があります。 さらに、現状、預金者、保険契約者等の顧客情報が外部に流出する事故が多発している状況にあります。 こうした中で、顧客情報管理態勢等の利用者保護に係る態勢全体を十分検証する必要があり、ただ、「法人顧客の利用目的の明文化」といった項目のみを参考指標として活用することは適当でないと考えております。 (検査局総務課)
10	政策Ⅱ 2(1)②「金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応」	「政策Ⅱ 2(1)②金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応」の参考指標として、 「行政処分の詳細、処分に至らなかった例でも検査で指摘した事項を、まとめた資料を作成するなどして、毎年公表しているか。」を追加すべき。	17年度計画において、「検査指摘状況」、「行政処分事例集の公表状況」を参考指標として採り上げることとしています。なお、検査において指摘した主な事例を、毎事務年度の金融庁の活動について記載した「金融庁の1年」にて公表しています。さらに、金融改革プログラム工程表を踏まえ、検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実として、指摘事例集を、7月中に作成・公表する予定であります。 (監督局総務課、検査局総務課)
11	政策Ⅱ 3(1)①「証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保」	参考指標として、 ①「コンプライアンス体制の整備状況を処分の重さに反映させているか。」 ②「当局検査において、各金融機関のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢のレベルを定量的に示しているか。」 を追加すべき。	行政処分を行う際には、個別の事案ごとに、過去の処分事例、違反内容等を総合的に勘案し、また、他の違反事例とのバランスを考慮したうえで判断を行っているところです。特定の要素を勘案するかどうかを、個別の事案を離れて一般的に申し上げることは適当でないと考えます。 証券会社の業務業態をみると、いわゆるインターネット専業会社、自己売買に特化する会社、証券業以外の業務を主たる業務としている会社、国際業務を幅広く展開する会社など多種多様となっているため、コンプライアンス態勢等について定量的に示すことは困難です。 (監視委員会事務局総務検査課、監督局証券課)
12	政策Ⅲ 1(1)①「個人投資家の参加拡大」	例えば、投信についてのアウトカムを測定するなら、その利用（販売）状況だけでなく、トラブル発生状況の両面から判断する必要があるのではないか。	トラブル発生状況についても参考にしていますが、時々経済情勢の影響が強いなど、活用が困難であるというのが現状です。引き続き、データの活用方法について検討してまいります。 (総務企画局市場課)
13	政策Ⅲ 1(1)②「証券市場の機能拡充」	15年12月の金融審答申において、インサイダー取引規制の見直しについて議論されたが、16年度の金融庁の実施計画上どのように扱うのか見えてこない。	現在、金融審議会において投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討が進められております。本件についても、審議会の検討状況を踏まえ検討することとします。 (総務企画局市場課)
14	政策Ⅲ 1(2)①「証券決済システムの改革」	証券決済改革について、発行会社の利便性、例えば株主の権利行使との関係といった観点をいれてほしい。	円滑な証券決済制度の稼働が進むよう、御指摘の観点も参考にさせていただきたいと考えます。 (総務企画局市場課)
15	政策Ⅲ 2(1)①「規制改革の着実な実施」	参考指標として、 ①「慣例的に実施している報告書徴求についてその必要性を定期的に見直しているか。」 ②「店舗の休日や営業時間に関して、自己責任原則に基づく経営判断に委ねているか。」 ③「M&A取引において法人顧客情報を第三者に開示する場合の要件を明文化しているか。」 を追加すべき。	①については、時機をとらえて行っており、予め時期を見とおすことは難しいですが、見直しを実施した場合には実績評価書に記載する予定であります。 ②については、政策に対するご要望として承ります。なお、「規制改革の着実な実施」の参考指標として個別の規制緩和項目まで含めることは適当ではないと考えます。 ③については、当事者間の合意や商慣習において決められるべき事項であると考えられますので、当庁の政策として位置づけることは適切ではないと料します。な

			<p>お、当庁から全銀協に対し、金融機関の合併等再編における情報開示と守秘義務との関係についての検討を要請し、これをうけ、全銀協において開催された「金融機関の合併等再編における情報開示に関する研究会」から、16年10月に法的な考え方を整理した報告書が公表されています。</p> <p>(監督局総務課、総務企画局企画課信用制度参事官室)</p>
16	政策Ⅲ2(1)①「規制改革の着実な実施」	<p>規制改革要望の参考指標として、「検討中」とされた要望項目の検討状況を示してほしい。</p>	<p>参考指標としては、規制改革の進捗状況全体を把握することが重要であるため、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に挙げられた項目の措置状況を用いることとしております。なお、主な規制改革項目の検討状況については、内閣府規制改革・民間開放推進室がとりまとめる「規制改革・民間開放推進3か年計画のフォローアップ」及び金融審議会等の公表資料を御確認いただきたいと考えます。</p> <p>(総務企画局政策課)</p>
17	政策Ⅲ2(1)①「規制改革の着実な実施」	<p>規制改革会議には、毎年数多くの要望が金融分野から寄せられている(全体の半数近く)。何か、抜本的な取り組みはできないのだろうか。</p>	<p>規制改革・民間開放推進会議が実施する「規制改革・民間開放集中受付月間」(毎年6月・11月)では、同内容の要望を各業界団体から毎年継続してお寄せ頂くことも多いところ。いずれにせよ、御要望頂いた項目については、今までも真摯に検討を行ってきたところであり、今後も「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に則って規制改革の着実な実施に取り組んで参りたいと考えます。</p> <p>(総務企画局政策課)</p>
18	政策Ⅲ2(1)②「金融行政の透明性の向上に向けた情報発信」	<p>参考指標として、</p> <p>①「金融業界諸団体の自主ルール等を当局としても収集し、公開しているか。さらに、変更があったときには迅速にその公開情報を更新しているか。」</p> <p>②「実績のある団体、業界団体からの提言に対し適切に対応しているかどうか。」</p> <p>を追加すべき。</p>	<p>①については、金融庁ホームページにおいて関連業界協会等のホームページへのリンク設定を行っており、公表されている自主ルールについて参照可能なものとしております。</p> <p>②については、外部からのご意見・ご提言については担当部局に回付し金融行政の参考とさせていただいております。また、重点施策「検査マニュアル・監督指針等の公表等」の指標として「パブリックコメントの実施状況」を取り上げることとしております。</p> <p>(企・検・監・監視)</p>

(Ⅱ 評価対象とする政策として採り上げるべきとの意見)

番号	意見の概要	回答
1	「個人情報保護法施行にともなう体制整備」を政策として採り上げるべき。	個人情報保護法施行に伴い必要となる、規則、ガイドライン等の改正は16年度中に実施済みです。今後は、的確な検査、監督に努めるとともに、問題があると認められる場合には、必要に応じて厳正な監督上の対応を行ってまいります。 (監督局総務課、検査局総務課)
2	「金融トラブル連絡協議会の検討内容など」を政策として採り上げるべき。	17年度計画のなかの評価の対象として採り上げることとしています。 (総務企画局企画課)
3	「統一信用法の制定に向けての検討」を政策として採り上げるべき。	貸金業制度等のあり方について幅広い観点から勉強するため「貸金業制度等に関する懇談会」を開催しており、本件もそのなかで勉強していくことになると考えています。 (総務企画局企画課信用制度参事官室)
4	「金融・信用分野における情報提供」を政策として採り上げるべき。	政策として、「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」を掲げており、利用者に提供すべき情報があれば適切に対応したいと考えております。 (総務企画局政策課利用者相談サービス室)
5	「金融・信用分野における消費者教育の仕組みの構築」を政策として採り上げるべき。	実施計画において17年度重点施策として「金融知識の普及」を盛り込んでおります。 (総務企画局政策課)
6	「ネット取引における問題点の抽出(広告、表示、契約のあり方、フィッシング詐欺など)」を政策として採り上げるべき。	政策として、「金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底」という項目をたてており、利用者保護のための施策については、時々の実情に即して適切に対応していくこととしております。ネットを通じた金融取引についても、必要があればそこで適切に対処したいと考えております。 (総務企画局企画課・監督局総務課)

(Ⅲ 評価手法に関する意見)

番号	意見の概要	回答
1	実績評価、事業評価、総合評価があるが、評価基準の明確化と、どこが、誰が評価するのかの明示が必要	評価基準及び評価の実施体制については、「金融庁における政策評価に関する基本計画」に定めています。 (総務企画局政策課)
2	別紙3にある結論の基本類型はこれでいいと思うが、見直し等を行う必要があるものは、それに対処できる仕組みになっているのか。	見直し等を行う必要がある政策については担当部局において見直しを行い、翌年の反映状況報告により報告し、実績評価書において再度評価の対象とするという仕組みとなっています。 (総務企画局政策課)
3	評価結果はどのように開示されるのかの明記が必要	各政策の評価については、評価の考え方を記述した後に、「端的な結論」として簡潔な表現により評価を示すという工夫をしております。 (総務企画局政策課)
4	政策の立案についての評価だけでなく、政策の定着の状況も把握すべきではないか。本来、後者のほうが、利用者に対しては重要なのではないか。指標としては、例えば、金販法を用いた訴訟がどのくらいあるのか等。	一般論になりますが、政策については、立案だけでなく、定着の状況も含めて評価すべきと考えます。 御指摘の金販法に関する指標については、一般にこうした訴訟件数は公表されておりません。関連した適切な指標が今のところ見当たらないというのが実情と認識しております。 (総務企画局政策課、総務企画局企画課)
5	政策評価は1年に1回、1年前の情報を提供するのではタイムリーな情報を得られないのではないか。政策の立案の過程や「D.O」(遂行)の部分が見えない。例えば、半期、四半期と情報提供の頻度を上げてみてはどうか。	施策によっては、半期、四半期の頻度で実施状況を公表しているものもあります。その他、金融行政の実施状況については、様々な機会や媒体により、広報に努めています。金融庁の政策全体を一覧的に評価する作業は、金融庁内の年間事務の流れを考えますと、年に1回が相当と考えます。 (総務企画局政策課)
6	評価書には、専門用語が多すぎではないか。	なるべく判り易い表現とするよう努力したいと考えます。 (総務企画局政策課)
7	評価書にはもう少し分かりやすくしたもの(サマリー)が必要ではないか。	問題意識は持っています。時間とマンパワーの制約が厳しいので、可能かどうか判りませんが、検討します。 (総務企画局政策課)
8	評価書自体について公表後の国民の反応を把握しているのか。政策評価の認知度を把握しているか。	政策評価の認知度は率直に言って高くないと認識しています。認知度の向上はこれからの課題と認識しています。 (総務企画局政策課)
9	参考指標のとり方として、 ・ 各地の消費者センター、国民生活センターへ寄せられた相談や苦情 ・ 公正取引委員会、日本広告審査機構などの情報 ・ 金融庁自身で受け付けている情報、苦情などが含まれているべきではないか。	17年度計画に「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」という政策を盛り込んでおります。御指摘の指標については、現時点で参考指標として掲げておりませんが、今後、活用可能かどうか検討させていただきます。 (総務企画局政策課)